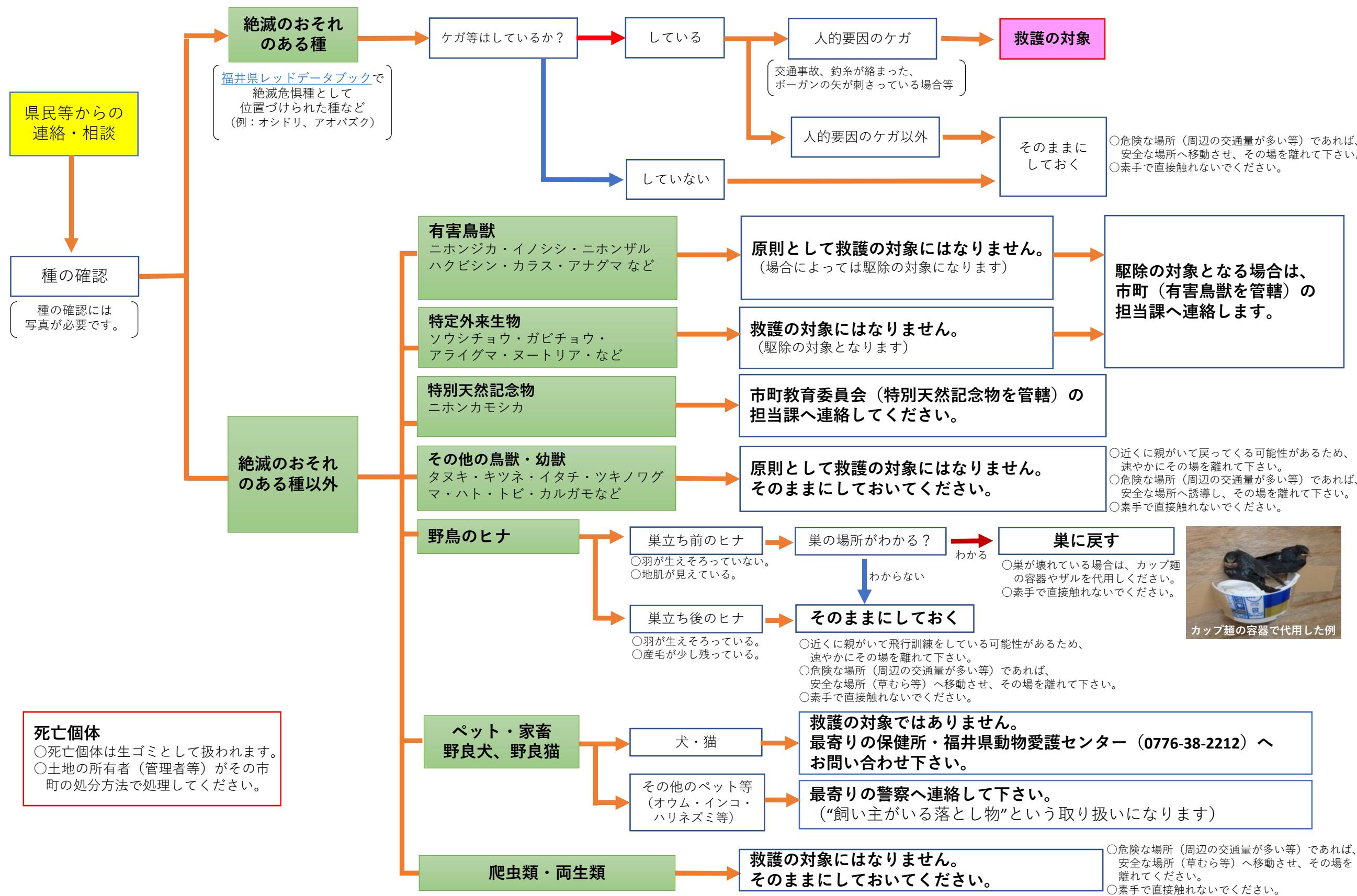


傷病鳥獣救護に関する問合せを受けた場合の対応の流れ

【基本的な考え方】

・野生鳥獣は、生きるために他の生き物を食べたり、他の生き物に食べられながら自然の営みを繰り返していますので、自然の営みを邪魔しないように、そっとしておくことが基本的な考え方です。
 ・一方、交通事故や釣糸が絡まるなど、人が原因で傷付いたものは、自然の営みによるものではありません。また、絶滅のおそれのある種については、その個体数をできる限り減らさないことが、生物多様性の保全上重要です。そのため、原則として、絶滅のおそれのある種が、人為的な原因で傷病を負った場合には、救護対象になります。



県民等からの
連絡・相談

種の確認
種の確認には
写真が必要です。

絶滅のおそれ
のある種
福井県レッドデータブックで
絶滅危惧種として
位置づけられた種など
(例：オシドリ、アオバズク)

絶滅のおそれ
のある種以外

有害鳥獣
ニホンジカ・イノシシ・ニホンザル
ハクビシン・カラス・アナグマ など

特定外来生物
ソウシチョウ・ガビチョウ・
アライグマ・ヌートリア・など

特別天然記念物
ニホンカモシカ

その他の鳥獣・幼獣
タヌキ・キツネ・イタチ・ツキノワグ
マ・ハト・トビ・カルガモなど

野鳥のヒナ

巣立ち前のヒナ
○羽が生えそろっていない。
○地肌が見えている。

巣立ち後のヒナ
○羽が生えそろっている。
○産毛が少し残っている。

ペット・家畜
野良犬、野良猫

犬・猫

その他のペット等
(オウム・インコ・
ハリネズミ等)

爬虫類・両生類

ケガ等しているか?

している

していない

人的要因のケガ

交通事故、釣糸が絡まった、
ボウガンの矢が刺さっている場合等

人的要因のケガ以外

救護の対象

そのままに
しておく

○危険な場所（周辺の交通量が多い等）であれば、安全な場所へ移動させ、その場を離れて下さい。
○素手で直接触れないでください。

原則として救護の対象にはなりません。
(場合によっては駆除の対象になります)

救護の対象にはなりません。
(駆除の対象となります)

市町教育委員会（特別天然記念物を管轄）の
担当課へ連絡してください。

原則として救護の対象にはなりません。
そのままにしておいてください。

○近くに親がいて戻ってくる可能性があるため、速やかにその場を離れて下さい。
○危険な場所（周辺の交通量が多い等）であれば、安全な場所へ誘導し、その場を離れて下さい。
○素手で直接触れないでください。

巣立ち前のヒナ

○羽が生えそろっていない。
○地肌が見えている。

巣立ち後のヒナ

○羽が生えそろっている。
○産毛が少し残っている。

巣の場所がわかる?

わかる

わからない

巣に戻す

○巣が壊れている場合は、カップ麺
の容器やザルを代用してください。
○素手で直接触れないでください。



カップ麺の容器で代用した例

そのままにしておく

○近くに親がいて飛行訓練をしている可能性があるため、速やかにその場を離れて下さい。
○危険な場所（周辺の交通量が多い等）であれば、安全な場所（草むら等）へ移動させ、その場を離れて下さい。
○素手で直接触れないでください。

救護の対象ではありません。
最寄りの保健所・福井県動物愛護センター（0776-38-2212）へ
お問い合わせ下さい。

救護の対象ではありません。
最寄りの警察へ連絡して下さい。
("飼い主がいる落とし物"という取り扱いになります)

救護の対象にはなりません。
そのままにしておいてください。

○危険な場所（周辺の交通量が多い等）であれば、安全な場所（草むら等）へ移動させ、その場を離れてください。
○素手で直接触れないでください。

死亡個体
○死亡個体は生ゴミとして扱われます。
○土地の所有者（管理者等）がその市
町の処分方法で処理してください。